

○ 社会福祉法人北九州市福祉事業団リファラル採用規程

(目的)

第1条 この規程は、職員による推薦に基づく採用（以下「リファラル採用」という）に関する基本的な事項を定める。

(推薦者及び対象求人)

第2条 推薦者は、北九州市福祉事業団（以下「事業団」という）に採用され又は登録後12か月以上を経過した職員、嘱託職員又は臨時職員とする。

2 リファラル採用は、法人のホームページで公開されている求人を対象とする。

(被推薦者)

第3条 リファラル採用の被推薦者は、以下の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 前条第2項の求人に申込を行った者
- (2) 現に事業団の職員、嘱託職員及び臨時職員でない者
- (3) これまでリファラル採用で推薦されたことがない者

(推薦手続)

第4条 推薦者が推薦を行う場合、推薦者は、被推薦者の採用決定までに職員推薦届を事務局人事係に提出する。

(手当の支給)

第5条 採用が決定し、被推薦者が、採用日（被推薦者が臨時職員の場合は登録日）から継続して12か月勤務（被推薦者が臨時職員の場合は、12か月の間に勤務した月が6か月以上ある場合に限る）した場合、推薦者及び被推薦者に対し、次の各号に定める職員推薦手当を支給する

- (1) 被推薦者が職員又は嘱託職員の場合 推薦者及び被推薦者に50,000円支給する。
- (2) 被推薦者が臨時職員の場合 推薦者及び被推薦者に15,000円支給する。

2 職員推薦手当は、被推薦者が採用（臨時職員の場合は、登録）された月から12か月経過した日の属する月以後の直近の6月又は12月に支給される賞与又は一時金とあわせて支給する。

3 以下の各号のいずれか該当する場合は、推薦者及び被推薦者に対し、職員推薦手当を支給しない。

- (1) 被推薦者の採用決定までに職員推薦届が事務局人事係に提出されなかった場合
- (2) 支給される賞与又は一時金の基準日までに退職（臨時職員の場合は登録抹消）した場合
- (3) 被推薦者が臨時職員の場合に、登録日から12か月の間に勤務した月が6か月未満の場合
- (4) 被推薦者が推薦者の2親等以内の親族の場合
- (5) 第2条各項及び第3条各号の要件を満たさない場合
- (6) 第6条各号に該当することが判明した場合

4 以下の各号のいずれかに該当する場合は、推薦者に対し、職員推薦手当を支給しない。

(1) 推薦者が、自らが従事する事業の利用者を推薦した場合

5 職員推薦手当の支給後、前項の事実が判明した場合は、職員は、支給済の職員推薦手当をただちに返還しなければならない。

(禁止事項)

第6条 推薦者は、被推薦者の推薦にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己の利益を優先し、不適格な推薦を行うこと
- (2) 採用に関する面接、試験及び採用に関する協議に参加すること
- (3) 該当する求人の応募停止等を自らの判断で行うこと
- (4) 他の推薦や応募の妨害等を行うこと
- (5) 被推薦者に対し謝礼金の授受等を行うこと
- (6) 推薦にあたり事業団及び被推薦者に虚偽の情報提供を行うこと
- (7) 被推薦者が第3条各号及び第5条第4項に該当する事実を隠して推薦を行うこと

2 推薦者が前条各号に該当する行為を行った場合、事業団は、手当の支給の取消し又は返還を求め、社会福祉法人北九州市福祉事業団職員就業規則(昭和43年2月27日規則第3号)及び社会福祉法人北九州市福祉事業団嘱託職員及び臨時職員就業規則(平成7年3月28日規則第1号)に基づき、懲戒を行うことがある。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。